

JUDGE

毎週1日 あなたがJUDGE

——非常勤裁判官に任官してみませんか？——

弁護士任官推進委員会では、常勤の弁護士任官者を募集しているほか、毎週一定の曜日に民事調停官や家事調停官を務める非常勤裁判官への任官者も求めている。その取組みの一環として、2006年9月には、一般会員向けミニシンポと新旧非常勤裁判官のみによる懇談会が開催された。その報告を兼ねて、非常勤裁判官の魅力をご紹介します。

弁護士任官推進委員会委員長
田中 敏夫

非常勤裁判官の簡単な説明

この制度は、2002年8月の最高裁と日弁連の合意に基づき、2003年3月に立法化された。任期は2年で、1回のみ再任されることができる。

2004年1月に第1期が誕生し、その後、同年10月に第2期、2005年10月に第3期が、また2006年10月には第4期がそれぞれ誕生。現在では全国で、延べ148名の非常勤裁判官が就任し、うち約130名が現在活躍している（2006年12月末現在）。

当会からは、第1期からの合計で延べ33名が任官し、現職は16名である。

なお、非常勤裁判官は、東京地裁・簡裁・家裁の各調停部において、週1日一定の曜日に調停官として勤務するものであり、現在の報酬は日額3万1700円である。

ミニシンポの概要（2006年9月11日実施）

東京簡裁と東京家裁の非常勤裁判官5名（いずれも当会会員）を招いて、任官した動機、毎週1日裁判官をする生活の様子、やりがいなどをお話しいただいた。

動機は、「専門的な勉強をしてみたいと思ったため」「仕事に偏りがあり様々な事件に接したくなったため」「独立して、時間ができたから」「パートタイム裁判官という制度に関心があったため」「司法改革に関わった関係で、週1回ならできそうだったので、迷わず応募した」というように各人各様であったが、生活環境の

異なる会員がそれぞれの状況に応じて非常勤裁判官になる動機付けを持ちうるということがわかり、かえって出席した会員には参考になった。

毎週1日裁判所で過ごすことについては、「メリハリがついてよい」という感想と「正直言って大変だが、引き受けた以上そういうものと思ってやっている」という感想に分かれた。大変だと感じている方も、やりがいがあるからこそ続けているというように受け取れた。

非常勤裁判官のやりがいやメリットについては、5名全員からたくさんのお話が合った。「たくさんの人たちと仕事できて楽しい」「扱う事件の幅が広い」「裁判所のことがよく分かり、仕事の上でも参考になる」「勉強をすることができる」などなど、与えられた紙幅では書ききれないのが残念である。

懇談会の概要（2006年9月12日実施）

この懇談会は、すでに非常勤裁判官の任期を終えた方、現に任期中の方、これから任期が始まる方（ちょうど2006年10月から第4期が始まった）にお集まりいただき、経験者にはざくばらんに実情をお話しいただく、これからの方には不安な点などを率直にお話しいただくという趣旨で開催した。

当日は十数名が参加され、忌憚のない意見が出された。

その一例を紹介すると、経験者の側からは、「裁判官のバッジがつけられないのは不便」「こういった会合がこれまではなかった。送り出すだけでなく、バックアップしてほしい」などの意見が、また、新任者の側か

らは、「裁判所からの連絡が未だにない人がある」「担当日に弁護士としての事件が入ってしまったらどうするのか」などの不安が出された。

この発言にもあるように、弁護士会は、今後このような企画を継続するとともに、制度の改善を最高裁に働きかけるなどのバックアップを行う必要がある。その意味で、この懇談会は、参加者にとっても弁護士会にとっても有意義なものであった。

非常勤裁判官の魅力

ミニシンポや、懇談会での発言を整理すると、次の5つのパターンがあると思われる。

- I 専門的な勉強ができる（勉強意欲のある方向けの魅力）
- II 様々な事件にめぐりあえる（事件に偏りのある方向けの魅力）
- III 裁判所のことが分かる（事件処理に役立つ情報がほしい方向けの魅力。もちろん、通常任官を考えている方がまず裁判所を知りたいと思うのは当然）
- IV たくさんの人たちと仕事をする事ができる（チームワークで仕事をしてみたい方向けの魅力。独立して時間ができたけれども人間関係が希薄になったと感じている方にも）
- V 司法改革を実際に担うことになる（司法改革に関わってきた方向けの魅力）

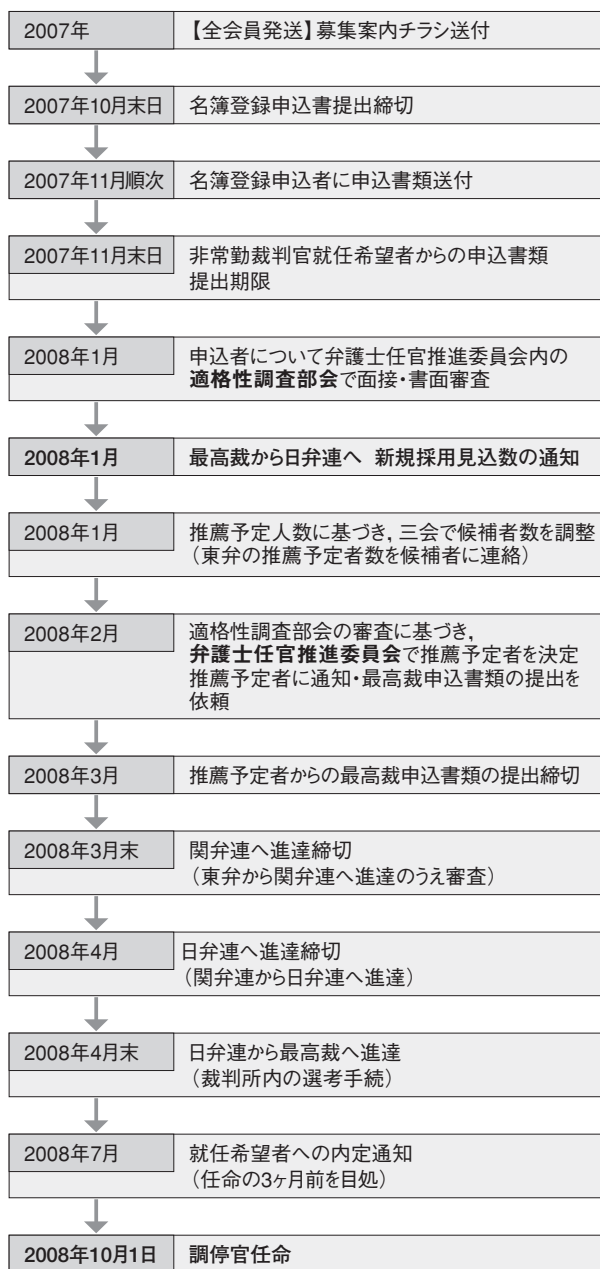
会員の皆さんも、自身を念頭においてみると、当てはまるパターンが見つかるのではないだろうか。この制度のことが気になりだしたら、一度、委員会なり副会長なりに相談してほしい。

非常勤裁判官になるには？

例年8月頃に会員宛にファックスによる募集が行われている。このファックスを返送していただければ、候補者名簿に登録される。その後、応募書類（当会宛と最高裁宛がある）を提出していただくことになる。もっとも、このファックスの時期に限らず、いつでも応募は受けつけている。

スケジュールとしては、2007年10月末日までに登録

非常勤裁判官【民事調停官、家事調停官】選考までの流れ （2008年10月任命の例）



申込をすると、2008年10月1日任官に向けた手続に乗ることになる。最高裁による内定は、7月頃の予定である。詳しくは上図を参照していただきたい。

関心のある方は、当会総務課の河村職員（電話03-3581-2204）または担当副会長（電話03-3581-2200）に電話してほしい。応募したいということであれば、応募書類をお送りする。相談したいということであれば、担当副会長や現職・元職の非常勤裁判官をご紹介します。

多くの会員の応募を期待する次第である。